

青少年教育施設利用団体の代表者様へ

山形県教育庁生涯教育・学習振興課

平素より、本県の生涯教育の振興にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

現在、山形県内の青少年教育施設（青年の家、少年自然の家）では、受入・企画・自主事業を一部再開しておりますが、事業を実施するにあたり、各施設の職員は、以下の確認事項に基づいて、事業実施に向けた準備を進めているところです。

つきましては、各施設をご利用いただく各利用団体の代表者様には、あらかじめ以下の事項についてご承知置きいただきますようお願いいたします。

「実施する上での留意点（令和2年7月6日改定版）」

□ 受入・企画・自主事業は、次の事項をすべて実施できる環境を整えた上で実施する。

ア 利用者及び参加者には、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染拡大防止対策を徹底することについて周知し、遵守してもらうこと。

イ クラスターの発生リスクを下げるため、以下の事項をすべてクリアすること。

・換気の状態【密閉】

原則として研修室等は常時複数の窓や戸を開放して研修等を行い、天候等により常時の開放ができない場合は、こまめな換気（1時間に1～2回程度）を行うこと。

・人の密度の状態【密集】

会場の広さを確保して、会場内で人を密集させない環境を整備し、お互いの距離をおおむね1～2メートルあけること。

・事業等の内容【密接】

近距離での会話や発声、高唱を避けること。

★ 屋外の活動においても「2つの密【密集・密接】」を避けること。

ウ 同時に同空間で活動する人数の上限は撤廃するが、屋内における十分な身体的距離（おおむね1～2メートル）を確保しつつ収容定員の半数以内という目安、及び屋外における十分な身体的距離の確保については継続すること（それを超える人数の団体については、複数のグループに分かれて活動をローテーションするなどの工夫が必要）。エの2週間以内に感染拡大地域から帰県した人の項目を削除し、記号を修正しました。

エ 利用・参加当日、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある方に対しては、利用・参加を控えていただくよう事前に周知すること。

オ 高齢者及び基礎疾患で治療中の方などに対して、新型コロナウイルスの感染防止と重症化予防の観点から、マスク着用等により感染拡大防止対策をしっかりとって利用・参加していただくか、又は安全をみて自主的に利用・参加を控えていただくよう周知すること。

カ 事業の利用者・参加者の氏名と連絡先を把握すること。